

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第415号)

平成17年10月27日

横 情 審 答 申 第 415 号

平 成 17 年 10 月 27 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年12月17日建中指第247号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「建築局中部建築事務所の秋元康幸課長が鶴見区馬場7丁目○番の○○
氏名義（名義変更後の○○、○○の建物）の2棟の違反建築物の行政措置
について、後任の佐藤政弘課長に事務引き継ぎを行った文書」の非開示決
定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築局中部建築事務所の秋元康幸課長が鶴見区馬場7丁目〇番の〇〇氏名義（名義変更後の〇〇、〇〇の建物）の2棟の違反建築物の行政措置について、後任の佐藤政弘課長に事務引き継ぎを行った文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建築局中部建築事務所の秋元康幸課長が鶴見区馬場7丁目〇番の〇〇氏名義（名義変更後の〇〇、〇〇の建物）の2棟の違反建築物の行政措置について、後任の佐藤政弘課長に事務引き継ぎを行った文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年9月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 事務引継書について

異動等に伴う課長の事務引継ぎについては、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）に明記されていないが、日常業務、処分未了事項、未着手事項等の業務遂行に必要な事項について文書あるいは口頭により行っている。

建築局中部建築事務所建築審査課長（当時。現在は、まちづくり調整局中部建築事務所建築審査課長。以下「建築審査課長」という。）の事務引継ぎについては、文書として保有されていたため、平成16年10月5日に建中指第158号により開示している。鶴見区馬場七丁目の2棟とその周辺については、課長の事務引継文書の「その他の懸案事項」の中に懸案項目のみが記載されている。

(2) 本件申立文書の不存在について

鶴見区馬場七丁目の2棟については、以前より過去の建築確認処分に疑義があるとの質問を受け、異議申立人（以下「申立人」という。）に文書回答を行っているとおおり、違反建築物であると断定しておらず、建築基準法（昭和25年法律第201

号)に基づく行政措置を行うことは考えていないため、それに関する課長引継文書は、作成していない。

したがって、本件申立文書は、建築局中部建築事務所(当時。現在は、まちづくり調整局中部建築事務所。以下「中部建築事務所」という。)では作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人が鶴見区馬場七丁目の土地の2棟の違反建築物の行政措置を平成8年7月より当時の藤井建築主事に請求し、その後も藤井氏の後任の井上建築主事に行政措置を請求していた。

藤井氏は調査の結果、要望書を作成し、関係者に送付したが井上氏は藤井氏の要望書を無視して申立人に「違反建築物であっても建築基準法を運用するのは主事の権限である。」と明言し、違反建築物を長年にわたって放置し、不作為の違法行為を継続させていた。

- (2) 申立人は井上氏の後任の中部建築事務所の杉山所長にも2棟の違反建築物の行政措置を請求していたために杉山氏が平成13年10月3日森山氏に2棟の違反建築物に関係する調査のために現場へ出張命令を行ったものと推察できる。

森山氏は、2棟の違反建築物が存在する馬場町に出張して現場調査及び現場指導を行い、現場の写真撮影を行っていた。申立人は平成14年10月に中部建築事務所の秋元課長及び伊藤係長から2棟の違反建築物に関連する鶴見区馬場七丁目の土地敷地の境界などを撮影した写真を見せてもらい、その後、情報公開請求により森山氏が撮影した写真の写しを入手した。

- (3) 以上の経緯から秋元氏は平成15年3月25日に申立人が行政措置を請求していた2棟の違反建築物が存在する鶴見区馬場七丁目の現地に杉山氏及び伊藤氏と同行し、出張しているにもかかわらず、その出張の理由及び出張報告書が存在していないことは、不作為の違法行為を幫助・隠蔽するための違法行為といわざるを得ないし、地方公務員としての職務を放棄したものと いわざるを得ない。

- (4) 秋元氏は、後任の佐藤課長に2棟の違反建築物に対する行政措置について地方公務員としての職務上事務引継ぎを行うべきであり、その文書を作成していないことはありえないと考える。

仮に、秋元氏が後任の佐藤氏に2棟の違反建築物に対する行政措置についての事務引継ぎ文書を作成していないのであれば、秋元氏はこれまでの不作為の違法行為を幫助・隠蔽するための違法行為を行ったといわざるを得ない。また、申立人の財産権を侵害した違法行為を続行させているのである。

- (5) 非開示理由説明書は、事実と建築基準法に反する虚偽の主張であることが明白であり、市当局は、2棟の違反建築物について昭和41年以降現在に至るまで長期にわたって行政措置を怠っている。

歴代の建築主事が不作為の違法行為を隠蔽・続行するために調査・検討を行わず（但し、藤井建築主事は要望書において行政の課題として認めている）、現在に至っていることを申立人は秋元課長に事実と建築基準法に基づいて中部建築事務所において説明を行った。

したがって、秋元課長が後任の佐藤課長に事務引継ぎ文書を作成していないのであれば、秋元課長もこれまでの歴代の建築主事と同様、不作為の違法行為を隠蔽・幫助するための違法行為を行ったと言わざるを得ない。

- (6) 秋元課長は、杉山所長、伊藤係長と申立人宅に来宅し、平成15年3月25日に2棟の違反建築物の現地を調査の上、現場写真等を撮影していることから2棟の違反建築物についての調査、検討の文書を作成し、後任の佐藤課長に事務引継ぎを行っていると考えられる。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

建築審査課長の秋元課長から佐藤課長への人事異動は、平成15年4月1日付で行われている。この異動に伴う事務引継ぎに関連して作成された文書のうち、鶴見区馬場七丁目の2棟の違反建築物の行政措置について記録されているものが本件申立文書である。

- (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、鶴見区馬場七丁目の2棟については、違反建築物であると認定しておらず、建築基準法に基づく行政措置を行うことは考えていないため、それに関する建築審査課長の引継文書は作成していないとしている。

イ 平成15年4月1日付の建築審査課長の事務引継書については、実施機関が申立人に開示していると説明しているため、当審査会では、当該事務引継書を見分した。そこには、当面の日程、日常業務、処分未了事項、紛争・係争中の事項、そ

の他の懸案事項等が記録されていることが認められたが、鶴見区馬場七丁目の2棟に関する建築基準法に基づく行政措置についての記録は認められなかった。

中部建築事務所では、鶴見区馬場七丁目の2棟が違反建築物であると認定しておらず、建築基準法に基づく行政措置を行うことは考えていないと説明しており、このような実施機関の説明に対しては、当審査会としても答申第328号において判断しているとおり不自然・不合理であると言うことはできない。

したがって、当該2棟が違反建築物であるとの事務引継ぎが後任者に対して行われたと考えることはできないことから、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に不合理な点を認めることはできない。

なお、当審査会としては、上述のように、本件申立文書が存在しないことは既に答申した案件から明らかであるにもかかわらず、同様の開示請求及び異議申立てが繰り返されていることは誠に遺憾とするところである。したがって、実施機関におかれては、当審査会が本件で問題とされている建築物の建築法規違反等の有無にかかわる判断をする職責及び権限のないことを申立人に十分に説明し、条例の趣旨に即した開示請求等をするよう十分に指導されることを切に要望するものである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年12月17日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年1月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年8月11日 (第66回第一部会)	・審議
平成17年8月25日 (第67回第一部会)	・審議
平成17年9月8日 (第68回第一部会)	・審議
平成17年9月22日 (第69回第一部会)	・審議